



特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月11日

函館市長 様

提出者

住 所 函館市五稜郭町38番3号

氏 名 社会福祉法人 函館厚生院 函館五稜郭病院
病院長 中田智明

電話番号 (0138) 51-2295

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会福祉法人 函館厚生院 函館五稜郭病院
事業場の所在地	函館市五稜郭町38番3号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83 医療業
② 事業の規模	480床
③ 従業員数	1,164人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	① 感染性廃棄物→焼却(委託)→埋立(委託) ② 廃油→焼却(委託)→埋立(委託) ③ 廃酸→中和→焼成(委託) 別紙のとおり(別紙1添付)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり (別紙. 2添付)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸						
	排 出 量	755.0346 t	1.4600 t						
① 現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 院内分別廃棄の推進（感染性廃棄物だけでなく、紙ゴミや資源ゴミなども分別） 職員の意識向上の為の勉強会 省エネ・リサイクル推進委員会を中心としたリサイクルの推進 別紙のとおり (別紙. 3、表-1 廃油・廃酸) 								
② 計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th><th>感染性廃棄物</th><th>廃油・廃酸</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td><td>747.4843 t</td><td>1.4454 t</td></tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療用梱包材の簡素化 別紙のとおり (別紙. 3、表-1 廃油・廃酸) 			特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸	排 出 量	747.4843 t	1.4454 t
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸							
排 出 量	747.4843 t	1.4454 t							

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 感染性廃棄物及び廃油・廃酸は種類毎に専用容器や密閉性の高い容器を使用し分別 環境配慮のためプラスチック容器利用の削減→段ボールへ切替
③ 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 現状と変更なし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t		— t	
		(これまでに実施した取組) 特に実績なし			
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t		— t	
		(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t		— t	
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	99.9024 t		— t	
		(これまでに実施した取組) ・滅菌、減容処理 ・2018年に滅菌装置を増設し、滅菌・減容処理の増加対策実施			
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸		
	自ら熱回収を行 う 特別管理産業廃棄物の量	— t		— t	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	98.9034 t		— t	
		(今後実施する予定の取組) ・設備の更新を図りつつ、現状最大限の減容処理の維持を計る			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	—t		—t	
	(これまでに実施した取組) ・特に実績なし				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	—t		—t	
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】				
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸			
	全処理委託量	655.1322 t		1.4600 t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	—t		—t		
	再生利用業者への 処理委託量	—t		—t		
	認定熱回収業者への 処理委託量	—t		—t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—t		—t		
(これまでに実施した取組) ・可能な限り、優良認定処理業者から選定する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。						
別紙のとおり（別紙3、表-2 廃油・廃酸）						

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油・廃酸
	全処理委託量	648.5809 t	1.4454 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり(別紙3、表-2 廃油・廃酸)		
※事務処理欄	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	756.4946 t	
(今後実施する予定の取組等) 令和2年3月31日に電子マニフェストへの全面切り替え完了			

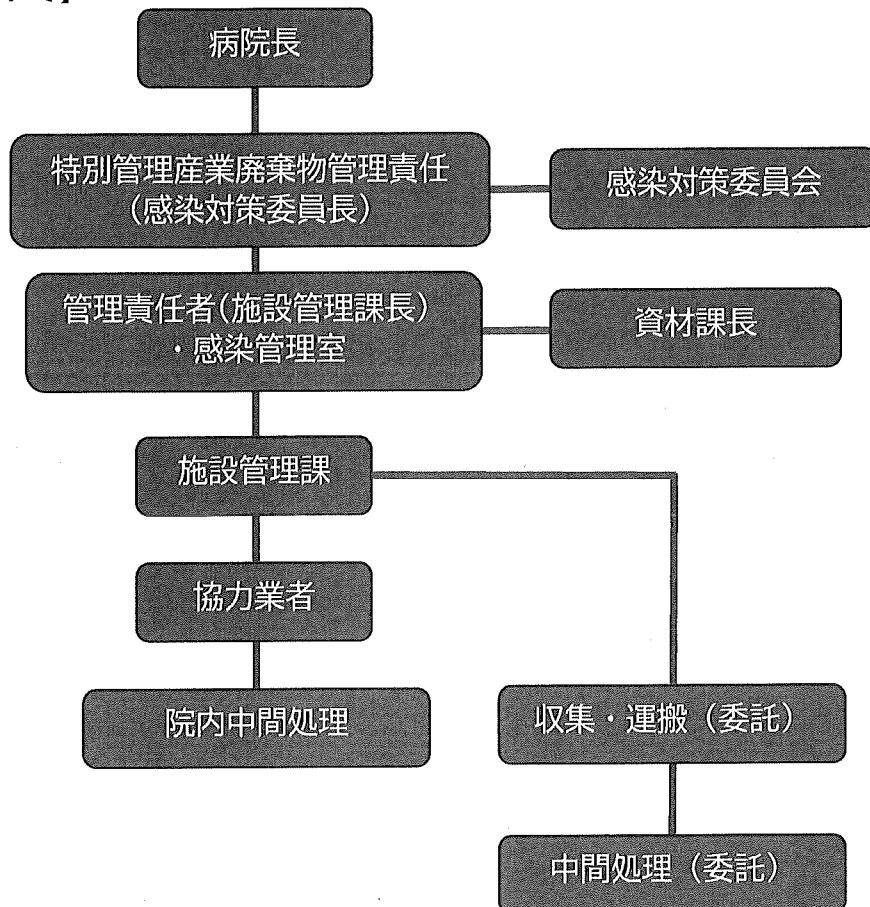
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙.2】

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制

【管理組織について】



【特別管理産業廃棄物管理責任者の選任】

- 病院長は『特別管理産業廃棄物管理責任者』を選任する。

【特別管理産業廃棄物の管理体制】

- 管理責任者及び感染管理室は感染対策委員会での決定事項及び特別管理産業廃棄物管理責任者の指示のもと、特別管理産業廃棄物の管理業務及び処理を遂行する。

【特別管理産業廃棄物の管理】

- 排出・処理状況の把握と処理計画
- 特別管理産業廃棄物の保管計画
- 分別・梱包・表示管理
- 廃棄物抑制及び再生利用の促進と検討
- 滅菌装置を最大限活用した自院施設内処理
- 職員への教育の実施
- 優良認定処理業者への契約促進

【特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程】

分類	種別	排出手段	処理工程				埋立
			加熱	一般処理	自院処理	中和	
	オムツ・紙・布製品・ガーゼ・脱脂綿・採尿コップ・サーボカルマスク・付織布ガーゼなど	ダンボール	↑				↑ 一部委託
感染性廃棄物	注射針・通気針・輸血針・採血針・縫合針・メス刃・シャーレ・バイアル容器・造影剤のガラス瓶など	専用容器 ペール				↑ 委託	↑ 一部委託
	手袋・シリンジタイプ造影剤・輸血セット・各種チューブ・透析用ダイアライザー・プラ製採血管・プラ製エプロンなど	ダンボール ペール				↑ 委託	↑ 委託
	金属ワイヤー・スプレー缶・シリコンジエクター・ギプス・人工呼吸器フィルター・アルミニ製品・生ワクチンバイアル・血液製剤容器・抗がん剤使用品など	ダンボール				↑ 委託	↑ 委託
廃油		専用容器 ペール				↑ 委託	↑ 委託
廃酸		専用容器				↑ 委託	↑ ↑

別紙.3】

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

表-1

【前年度（令和5年度）実績】				
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
	排 出 量	1.458 t	0.002 t	t
<hr/>				
【目標】				
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
	排 出 量	1.44342 t	0.00198 t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

表-2

【前年度（令和5年度）実績】				
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	1.458 t	0.002 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
<hr/>				
【目標】				
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	1.44342 t	0.00198 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
<hr/>				
【目標】				
③計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t